

建設業の死亡災害緊急事態!!

北海道内の建設業では、第11次労働災害防止計画の過去4年間（H20～H23）で、労働災害により、90人もの方が亡くなられています。

このうち、墜落・転落によるものが34%を占めており、休業災害を含めた死傷災害全体でも墜落・転落が35%を占めています。

また、はさまれ巻き込まれ等の重機・クレーン災害も多発しています。

第11次労働災害防止計画の最終年である昨年（平成24年）は、建設業の死亡・死傷災害が増加し、特に死亡災害は27人と、一昨年（平成23年）に比べ17人も増加しました。
また27人のうち13人が墜落・転落災害（重機転落の1人含む）であり、墜落・転落災害防止対策の徹底が不可欠です。

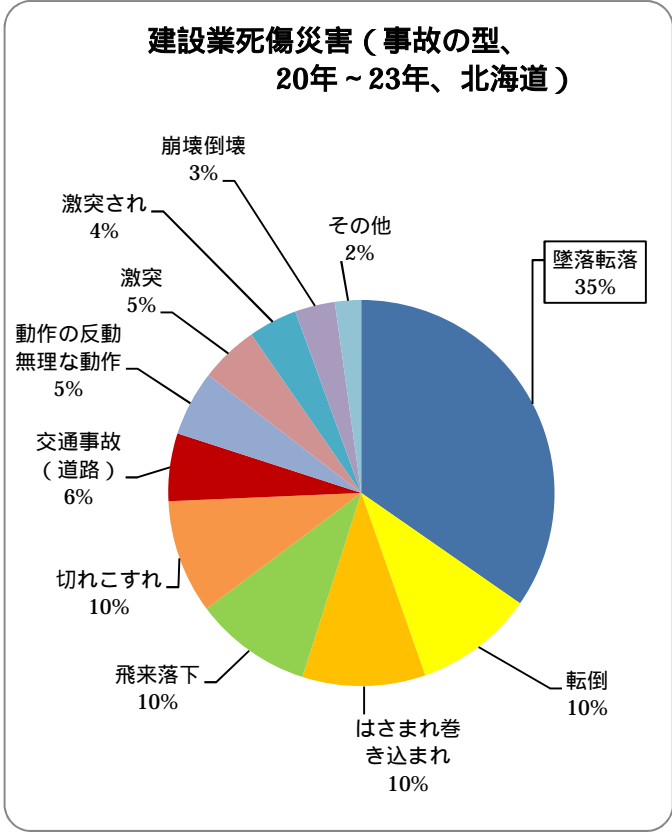
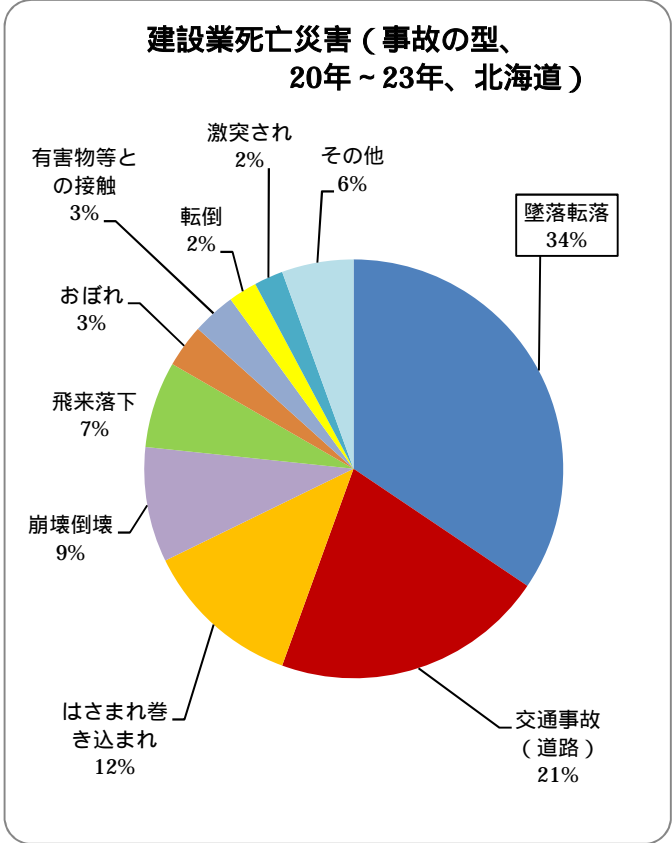
足場については、手すり及び中さんを設置する等、法令に定める効果的な墜落防止措置の徹底を図るとともに、手すり先行型足場等による「より安全な足場の措置」を講じましょう。

作業床・開口部等からの墜落・転落災害も多発しており、墜落・転落防止措置を徹底しましょう。

建設機械を使用する場合には、接触防止措置と転落防止措置を徹底しましょう。

冬季特有の労働災害（交通労働災害、除雪作業時の墜落転落災害・重機災害、転倒災害、一酸化炭素中毒災害）の防止措置を確実に講じましょう。

施工計画作成時等のリスクアセスメントの実施により、リスク低減措置を講じましょう。



●手すり先行工法の採用

・足場の組立等の作業には、積極的に「**手すり先行工法**」を採用しましょう



現場の安全は確保されていますか。 いつも、みんなで、点検してみましょ！

工法の選定や施工計画及び作業計画作成の際に、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づいたリスク低減措置を講じていますか

高所作業を極力少なくする工法の採用（鉄骨梁の地組や積層工法等）

建設機械による接触防止のための立入禁止区画の設定は良いか

作業条件に適した移動式クレーンの使用

同一場所での混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者等と、作業間の連絡及び調整を十分実施していますか

足場、昇降設備、安全帯について、日々の作業開始前に点検表により点検していますか

作業に潜んでいる危険を予知し、災害防止のためのポイントを考え、作業前に作業グループ全員で意識を高めるため、指差し呼称で復唱するなどにより、作業手順を確認していますか

各作業主任者が選任され、職務が遂行されていますか

雇入れ時教育、新規入場者教育、送り出し教育を適切に行っていますか
酸欠、CO中毒防止対策は大丈夫ですか

あんぜんプロジェクトは、働く人の安全に一生懸命に取り組む企業を応援しています！

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

プロジェクト参加企業・事業場を募集しています。



厚生労働省 北海道労働局・労働基準監督署（支署）

建設業労働災害防止協会北海道支部・各分会